

四国森林管理局交渉（全国林野関連労働組合四国地方本部）

議 事 要 旨

1 日時：令和5年12月5日（火）17：30～18：30（60分）

2 場所：四国森林管理局2階A会議室

3 出席者

四国森林管理局	田之島 博明	総務企画部長
同	近藤 匡	計画保全部長
同	宮沢 一正	森林整備部長
同	増原 俊光	総務課長
同	松尾 好高	企画調整課長
同	藤原 淳一	計画課長
同	牧尾 幸之助	保全課長
同	井 英三	治山課長
同	鷹野 孝司	森林整備課長
同	原田 康弘	資源活用課長
同	小川 和幸	企画官（安全衛生）
同	山崎 賀文	課長補佐（総務）
同	入江 賢治	課長補佐（福利厚生）

全国林野関連労働組合

四国地方本部	宮口 淳一	執行委員長
同	山本 末満	副執行委員長
同	後藤 和昭	書記長
同	山中 誠一	執行委員
同	平松 龍之典	執行委員
同	荒牧 直樹	青年女性委員長

4 交渉事項

- （1）事業実行に係る職員の負担軽減、労働条件の改善について
- （2）労働安全の確保、現場環境の改善等について

5 議事概要

（当局）

只今から、全国林野関連労働組合四国地方本部より先般申し入れのあった交渉について始めさせていただきます。あらかじめ予備交渉で、交渉時間、交渉項目等を整理していることから、それに基づき進行していただくようお願いする。

(職員団体)

要員不足の中、空席ポストが拡大し、超過勤務の実態、職員の業務負担が増加していることから、空席ポストを解消することをはじめ、ポストに要員が配置されるまでの間の職員の業務負担軽減対策を示すこと。

また、複数担当区を受け持つ森林官においては、境界管理等をはじめ業務量が過多となっていること、現場管理業務に従事する職員が減少する中、森林官等の職員が一人しか配置されない森林事務所もあるなど、職員の安全確保にも懸念が生じていることから、森林官ポスト、地域技術官ポストの増や、年間を通じた期間業務職員の配置を行うなどして、職員の業務負担軽減、安全対策を図ること。

あわせて、将来の山守としての森林・林業技師制度を導入し、国有林の現場管理機能を確保すること。

(当局)

四国森林管理局の令和5年10月時点におけるポスト数は304ポストで、それに対する職員数は286名であり、空席ポストは年々増加しているところであるが、当該ポストについては、係員や再任用短時間勤務職員を配置しその業務を担っていただいているところである。

また、首席森林官を含む森林官の空席数は9ポストであり、局全体の要員が減少する中において、国有林の管理経営を行っていくための現場管理機能の維持は重要と考えており、各署(所)・森林事務所等による応援態勢の構築や事務取扱などにより対応いただいていると認識している。

引き続き、定年を延長する職員の活用、選考採用などによる係長級職員の確保、人員配置や業務分担の見直し、業務委託の活用、事務・業務改善の推進、働き方改革の取組等により、現場管理機能の充実とともに業務の一層の効率化や職員の負担軽減に努めてまいりたい。

(職員団体)

現場管理業務については、署(所)・近隣森林事務所間での応援による対応となっているが、応援体制は限界に来ており、職員の大きな業務負担となっていることから、以下の現場管理業務について具体的な対応を講じて、職員の負担軽減を図ること。

(当局)

現場管理業務については、署(所)・近隣の森林事務所間において応援体制を構築し取り組んでいただいているところである。

現在、具体的な対応策として「収穫調査の簡素化」「ドローンによる境界巡視」「シカ防護ネット巡視の委託」などに取り組んでいるところであるが、引き続き、現場管理業務に係る職員の負担軽減策について検討を進め積極的に取り組んでまいりたい。

(職員団体)

境界巡検・巡視、予備調査などに係る刈り払い等については、年間を通じた委託により、職員の負担軽減、安全確保を図ること。

また、境界管理に係る検測、改設、補修、予備調査等に係る請負予算について拡大し、署(所)段階での実施についても検討すること。

(当局)

測定事業における職員負担軽減、安全確保を図るため、各署(所)の要望に合わせて「境界検測」及び「境界検測予備調査」を請負にて実施している。また、一部の署(所)においては、境界刈払を請負で実施しているところであり、引き続き各署(所)の意見・要望を踏まえて取り組んで参りたい。

今後についても、ドローン等による境界巡視の推進などにより作業の効率化や省力化を図ってまいりたい。

(職員団体)

林道事業や治山事業においては、近年、局所的な豪雨災害等が増加する現状がある中、災害復旧にかかる現地調査や事務等が重なり、林道・治山担当者は依然として労働過重の傾向にあることから、専門官ポストの配置や非常勤職員の雇用等を行うなどして、更なる負担軽減策を講じること。

また、必要な林道の維持・修繕を図る中で、林道の安全通行、職員の安全確保を図ること。

(当局)

近年多発する豪雨災害の復旧工事の災害申請事務については、本年5月からICT技術の活用などにより効率化・簡素化が図られたところである。また、災害現場の写真撮影については、事業担当者以外の森林官等でも撮影できるよう撮影方法等について指導しているところであり、引き続き、担当職員の業務負担の軽減に努めていく考えである。

引き続き、初動対応などに備え、防災ボランティアの活用やヘリコプターによる被害調査の実施、山地災害調査アプリの活用など各種取組を行い、被災箇所早期復旧、山地災害のリスク管理などにおける現場業務の効率化に努め、適時適切な技術指導等を行いながら職員の負担軽減に取り組んでまいりたい。

(職員団体)

円滑な業務運営と職員の負担軽減策として欠かせない非常勤職員の雇用について、次年度以降も継続的・安定的な雇用の確保が必要であり、職員の労働環境が低下することのないよう局・署(所)からの要望に100%応えうる必要額を確保し、引き続き職員の負担軽減を図ること。

(当局)

非常勤職員は、職員の負担軽減対策として、業務の必要性と予算の範囲内で雇用しているところであり、引き続き各部署の意見・要望も踏まえながら林野庁に対し予算要望してまいりる考えである。

なお、今後においても、定年を延長する職員の活用、再任用(短時間)職員も含む人員配置や業務分担の見直し、業務委託の活用、事務・業務改善の推進、働き方改革の取組等により、業務の一層の効率化や職員の負担軽減に努めてまいりたい。

(職員団体)

事業実行にあたっては、職員の労働安全確保・充実、健康管理の充実に努めるとともに、

職場環境改善に努めること。

特に、複数担当区を管轄することによる管轄区域の広域化等に十分対応できる安全管理体制の確立と、森林官等の単独行動の排除に向けた措置を講じるとした通知に基づき、森林官等の入山時における安全行動に万全を期すること。

(当局)

職員の保健及び安全保持については、人事院規則 10-4 (職員の保健及び安全保持)等に基づき、人命尊重を基本理念として「四国森林管理局職員の保健及び安全保持に係る計画」を策定し、局・署(所)が一体となって、職員の安全及び健康管理の充実を図っているところである。

また、森林官等の単独行動の排除に向けた措置については、平成 30 年 1 月に発生した職員の行方不明事案、令和元年 5 月及び令和 3 年 2 月に発生した職員の捜索事案などを踏まえて対策を講じているところであり、現場業務に従事する場合には、計画段階から単独行動とならないよう複数名での行動を徹底することや、入山時には、現在位置を確認するための図面、GPS やココヘリなどを必ず携行し、通信機器は、常に使用できるよう点検を行うとともに、衛星電話等の通信機器は現地まで確実に携行し、現地から連絡ができるようにするなど、再発防止に万全を期してまいりたい。

(職員団体)

業務の集中化による職員の身体的・精神的過重労働の排除に努めること。

職員の勤務がやむを得ず時間外に及ぶと予想される場合には、命令権者が当該職員の健康状態、時間外労働の必要性、超過勤務時間を適切に把握したうえで超過勤務を命ずるとともに、実効ある超過勤務縮減に向けた取り組みを行うこと。

(当局)

勤務時間管理については、管理職員による声かけなどにより、年次休暇の取得促進や定時退庁を行いやすい職場環境づくりに努めているところであり、今後においても引き続き、年次休暇の完全取得や超過勤務の縮減、厳格な勤務時間管理に努めていく考えである。

また、業務の効率化や職場環境の改善、職員の意識改革などを通じてワークライフバランスを推進するとともに、人材情報統合システムを適切に運用し、管理職員による勤務時間管理の一層の徹底等を行い、超過勤務の内容や緊急性などを把握して、引き続き超過勤務縮減に取り組んでいく考えである。

(職員団体)

現場への出張にあたっては、その行程等無理のない出張命令とするとともに、超過勤務及び旅費予算の不足により無理な出張命令とならないようにすること。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、職員の健康面に配慮し、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とし、勤務日が連続することのないよう対応すること。

(当局)

旅行命令にあたっては、管理職員及び命令権者に対して、前泊・後泊を含めて旅行行程を

確認し、無理のない旅行命令となるよう配慮するよう指導を行うとともに、旅行する職員に対しては単独での長距離・長時間に及ぶ運転を防止するため、運転手の交替や定期的な休憩を挟むよう注意喚起を行っているところである。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本として、職員の健康に配慮し勤務日が連続することが無いよう勤務管理を実施して参りたい。

(職員団体)

緊急連絡体制の充実に向け、衛星携帯電話の更新等を図るなど、職員の安全確保に資するよう対応すること。

(当局)

管内の国有林における緊急連絡の手法として衛星携帯電話は重要な通信手段であると認識しており、各署(所)の現場の実態に応じて配備しているところである。

引き続き、各署(所)の要望等に基づき、緊急連絡体制の充実・強化を図り、職員の安全確保に努めていく考えである。

(職員団体)

熱中症対策について、熱中症を発症させないための予防対策として、野外作業における空調服の着用は有効であることから、空調服を貸与するなど、熱中症対策の充実に取り組むこと。

(当局)

熱中症予防対策に係る空調服については、屋外作業に従事する職員の熱中症の発症リスクを軽減する予防対策の一手段として、各署(所)で試行的な取り組みが実施されているところである。

引き続き、予算状況を踏まえつつ、各署(所)の現場実態等に応じて購入を行って行く考えである。